

京都市契約事務規則第 28 条の 10 の規定に基づき、特定調達契約の相手方等を次のとおり公告します。

平成 19 年 6 月 6 日

京都市長 梶 本 頼 兼

[掲載順序]

- 1 業務の名称及び数量
 - 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 3 契約の相手方を決定した日
 - 4 契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
 - 5 契約金額
 - 6 契約の相手方を決定した手続
 - 7 随意契約によることとした理由
-
- 1 証明書発行コーナー端末機器及び土曜開所用バックアップシステム
サーバ賃借
 - 2 京都市文化市民局市民生活部区政推進課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
 - 3 平成 19 年 3 月 30 日
 - 4 日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
 - 5 51,064,020 円

6 随意契約

7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令」第10条第1項第1号該当

(文化市民局市民生活部区政推進課)